

実績評価書

(厚生労働省30(Ⅲ-2-1))

施策目標名	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること							
施策の概要	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第13次労働災害防止計画(2018年度~2022年度)によって、労働災害の一層の減少を図るため、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携等による取組を図る。							
施策実現のための背景・課題	1	労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、事業者、労働者等の関係者が取り組むべき事項を定めた5カ年計画である「第13次労働災害防止計画」等に基づき、各種施策に取り組むこととしている。						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、労働災害防止の取組を強化すること				一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事 が安全で健康的なものとなるようにするため		
施策の予算額・執行額等	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	18,258,349	18,531,350	20,063,853	25,605,660	28,399,234	
		補正予算(b)	0	54,212	0	0	-	
		繰越し等(c)	33,955	-19,599	-39,847	-310,282	369,728	
		合計(a+b+c)	18,292,304	18,565,963	20,024,006	25,295,378	28,768,962	
	執行額(千円、d)	17,238,770	16,731,806	18,081,532	20,615,784			
執行率(%、d/(a+b+c))	94.2%	90.1%	90.3%	81.5%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

達成目標1について	労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、労働災害防止の取組を強化すること								
指標1 労働災害による死亡者数 【アウトカム】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約1,000人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による「死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。								
	※労働災害による死亡者数については、歴年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	平成29年(2017年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和4年(2022年)	○	○
978人	1,057人	972人	928人	978人	909人	831人			
年ごとの目標値	-					929人(948人)			
指標2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上) 【アウトカム】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	労働災害による死傷者数は、依然として年間約12万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上「死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。								
	※労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	平成29年(2017年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和4年(2022年)	○	△
120,460人	119,535人	116,311人	117,910人	120,460人	127,329人	114,437人			
年ごとの目標値	-					101,639人(119,255人)			

測定指標	指標3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 【アウトカム】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<p>現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。</p> <p>過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。</p> <p>※メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。</p> <p>※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年(2017年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和4年(2022年)		
58.4%	-	59.7%	56.6%	58.4%	8月下旬公表予定	80%		-		
年ごとの目標値			-	-	-	80%	(62.8%)			
測定指標	指標4 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合 【アウトカム】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<p>現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。</p> <p>過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。</p> <p>※仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。</p> <p>※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年(2017年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和4年(2022年)		
72.5%	-	-	71.2%	72.5%	8月下旬公表予定	90%		-		
年ごとの目標値			-	-	-	-	(76.0%)			

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	総合判定	<p>(判定結果)B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1について、平成30年の労働災害による死亡者数は909人(対前年比7.1%減)と第13次労働災害防止計画の目標達成に向け着実に減少しており、目標を順調に達成することができた。 ・ 指標2について、平成30年の休業4日以上死傷者数は127,329人(対前年比5.7%増)と平成29年と比較して増加する結果となったが、働く高齢者が増えていることや平成30年は例年より降雪量が多かったことにより、全業種で転倒災害が大幅に増加したこと、また、令和元年における死傷者数(速報値)では、前年に比べ減少していることなどを考慮すれば、目標を概ね達成した。 ・ 指標3について、平成30年の実績値は集計中であるが、平成29年の58.4%(基準値)を踏まえれば、令和4年の目標(80%)達成に向けて今後一層の取組が必要である。 ・ 指標4については、平成30年の実績値は集計中であるが、平成29年の72.5%(基準値)を踏まえれば、令和4年の目標(90%)達成に向けて今後一層の取組が必要である。 ・ 以上から、主要な指標である指標1については目標を達成、指標2については概ね達成した。一方、指標3・指標4については平成30年の実績値を集計中という状況であることから、目標達成に向けて進展ありと評価した。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1について、労働災害による死亡者数については、フルハーネス型墜落制止用器具を義務化するなどの政省令改正を行い墜落・転落災害を減少させ、死亡者数全体が過去最少となる等施策が有効に機能していると考えられる。 ・ 指標2について、休業4日以上死傷災害については、経営トップへの安全衛生に関するセミナーといった対策を行ったが、結果として前年度より増加することとなった。今後も、労働災害が減少しない業界団体への安全衛生指導の技術的支援などを適切に行うこととしており、目標達成に向け施策が有効に機能するよう引き続き努める。 ・ 指標3、4について、目標値の達成に向けて、①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等に取り組んでおり、これらの取組が有効に機能するよう引き続き努める。 <p>(効率性の評価)</p> <p>第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化などの就業構造の変化への対応、深刻な社会問題となっている過重労働等への対応など解決すべき課題が多様化する中で予算額は増加しているが、指標の達成に向けて着実に進展しており、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1について、死亡災害は、製造業で増加し、建設業、林業及び陸上貨物運送事業で減少した。事故の型別で見ると、高所からの「墜落・転落」、「交通事故(道路)」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」及び「激突され」といった、件数が多い災害が軒並み減少した。 ・ 指標2について、休業4日以上死傷災害は「転倒」の増加により、業種を問わず増加傾向にあるが、「転倒」による災害は、特に高齢の女性の被災が多く、働く高齢者が増えていることが、災害増加の一因になっていると考えている。また、同災害は降雪期において多く発生しているところ、平成30年については一部地域において例年より降雪量が多かったことも理由の一つと考えられる。そのため、本年6月に「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」を改正し、降雪が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策について事前に準備を進めるための準備期間の設定や、労働者の年齢・性別に応じた対策について、関係団体に周知したが、転倒災害防止対策のより一層の推進を図っていく必要がある。 ・ 指標3について、ストレスチェック制度が義務付けられている労働者数50人以上の事業場においては、80%以上の割合でメンタルヘルス対策に取り組まれている状況である。そのため、引き続き労働局・労働基準監督署による助言・指導等に取り組むとともに、特に、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場への支援を行っていく必要がある。 ・ 指標4について、平成29年は72.5%(基準値)となっており、令和4年の目標値(90%)達成に向けて、仕事上の不安、悩み又はストレスを抱えた労働者が職場内での相談先を確保できるよう支援を行っていく必要がある。

	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<ul style="list-style-type: none"> 指標1について、目標の達成に向け、直近の災害動向を踏まえ、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化などの死亡災害の撲滅を目指した対策の推進などが必要であると考える。 指標2について、「転倒」による災害の防止については、「STOP！転倒災害プロジェクト」(平成27年から開始)により、視聴覚教材を厚生労働省HPIに公開し、都道府県労働局による集団指導等で活用するなど、事業者に対して転倒危険箇所の明示などの転倒災害防止対策の普及に取り組んでおり、高齢者に対しても、引き続き、これらの取組が必要であると考える。 指標3、4については、目標値の達成に向けて、引き続き①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等の取組が必要であると考える。特に、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、当該事業場がストレスチェックの実施や事後措置等を行う医師等を選任した場合の一部助成や産業保健総合支援センターの地域窓口を活用した個別支援等に取り組んでいく必要があると考える。 また、達成目標の設定について、令和元年度事前分析表からは施策目標をよりブレイクダウンした達成目標の設定を検討する。 さらに、本年4月から改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入が開始されたが、我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの教材の開発を進めるとともに、関係省庁、業界団体等に対してその活用方法等を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援するなど、外国人労働者の労働災害の防止対策を充実・強化する。 このほか、AI等の活用による労働災害防止については現在研究段階であり、一定程度の知見蓄積後に必要な安全衛生対策について検討する予定である。
		(予算要求について)
		高年齢労働者や外国人労働者の増加を踏まえ、高年齢労働者の安全・健康の確保支援や、外国人労働者向け安全衛生教育等を充実させるために必要な予算を要求する。
		(税制改正要望について)
(機構・定員について)		
		増員(高年齢労働者対策、外国人労働者対策関係等。高年齢労働者や外国人労働者の増加を踏まえ、高年齢労働者の安全・健康の確保支援や、外国人労働者向け安全衛生教育等についての検討を推進するため。)

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第8回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和元年7月4日開催)で議論いただいたところ、①AI等を活用した労働災害防止に関する指標の設定、②指標2(労働災害による死傷者数(休業4日以上))の増加の一因となった、降雪に対する対応状況、③外国人労働者の労働安全衛生対策に関して、事業主の取組状況の数値化、④メンタルヘルス対策における予防の取組の重要性とより広汎な予防に向けた取組の検討・実施についてご意見があった。</p> <p>①については、現在研究段階であり指標化は難しいが、一定程度の知見蓄積後には必要な安全衛生対策について検討する予定である旨を「次期目標等への反映の方向性」欄に追記した。</p> <p>②については、「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」を改正するなどの対応策を講じている旨を「現状分析」欄に追記した。</p> <p>③については、外国人労働者の安全衛生対策に関する取組状況が業種や受け入れる外国人労働者の数等に左右されることから、一律に数値化することは困難である。</p> <p>④については、メンタルヘルス不調の未然防止に資するものとして、ストレスチェック制度があり、その普及に向けて、事業者がストレスチェックの集団分析を活用して職場環境改善に取り組んだ場合や、努力義務となっている労働者50人未満の事業場がストレスチェックを実施した場合の一部助成等を行っている。</p>
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>○第13次労働災害防止計画について(概要) https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000341160.pdf (計画の目標数値) https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490361.pdf</p> <p>○平成30年労働災害発生状況 https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000509812.pdf</p>
----------	--

担当部局名	労働基準局 安全衛生部	作成責任者名	計画課長 小宅 栄作 安全課長 毛利 正 労働衛生課長 井内 努 化学物質対策課長 塚本 勝利	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------	--------	--	----------	--------